

各務原市職員資格等取得報奨制度要綱

(平成21年3月19日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、職員の自己啓発への意欲を喚起し、職員の能力の向上を図り、もって市政の発展に寄与することを目的として、職員が資格等を取得することに対して報奨を行う制度（以下「報奨制度」という。）について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 報奨制度の対象となる者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）で、職務遂行上有用と認められる資格等で別表に掲げるもの（以下単に「資格等」という。）を取得したもの（以下「資格等取得職員」という。）とする。

(報奨制度の内容及び報奨金の額)

第3条 市長は、資格等取得職員に対し、予算の範囲内において報奨金を交付するものとする。

2 前項の報奨金の額は、別表の左欄に掲げる資格等の区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

(適用除外)

第4条 市長は、資格等の取得が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨を行わない。

- (1) 市費（各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第2条第1号の補助金を除く。）により資格等を取得したとき。
- (2) 学歴、実務経験年数又は講習会、研修会等の受講のみを要件として付与される資格等を取得したとき。
- (3) 資格等取得に係る試験を職員に採用される以前に受験したとき。

(報奨金の交付申請)

第5条 資格等取得職員で、報奨制度の適用を受けようとするものは、資格等を取得した日から起算して1年以内に資格等取得報奨金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(報奨金の交付決定・不決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、報奨金の

交付の可否を決定し、資格等取得報奨金交付決定・不決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、報奨金を交付しないと決定したときは、不交付の理由も付して通知するものとする。

（報奨金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により報奨金を交付すると決定した者に対し報奨金を交付する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日以後に資格取得したものから適用する。

附 則（平成22年3月18日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日決裁）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市職員資格等取得報奨制度要綱の規定は、平成25年4月1日以後に資格取得したものから適用する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成26年10月12日以後に資格取得したものから適用する。ただし、同表中大型自動車免許に係る部分の規定は、平成27年4月1日以後に免許証の交付を受けたもの（公安委員会が指定する自動車教習所を卒業した者にあつては、同日以後に当該自動車教習所の卒業検定に合格し、かつ、免許証の交付を受けたもの）から適用する。

附 則（平成27年5月29日決裁）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に資格等を取得したものから適

用する。

附 則（平成２９年５月３１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成２８年６月１日以後に資格等を取得したものから適用する。

附 則（平成３１年３月２９日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成３０年４月１日以後に資格等を取得したものから適用する。

附 則（令和２年３月３１日決裁）抄
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後に資格等を取得したものについて適用する。

附 則（令和４年３月２４日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

対象資格等	試験実施機関等	報奨金の額
実用英語技能検定（１級）	公益財団法人日本英語検定協会	３０，０００円
実用英語技能検定（準１級）	公益財団法人日本英語検定協会	２０，０００円
実用英語技能検定（２級）	公益財団法人日本英語検定協会	５，０００円
ＴＯＥＩＣ（８５０点以上）	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	３０，０００円
ＴＯＥＩＣ（７００点以上）	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	２０，０００円
ＴＯＥＩＣ（６００点以上）	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会	５，０００円
ハングル能力検定試験（１級）	ハングル能力検定協会	３０，０００円
ハングル能力検定試験（２級）	ハングル能力検定協会	２０，０００円
ハングル能力検定試験（準２級）	ハングル能力検定協会	１０，０００円
韓国語能力試験Ⅱ	公益財団法人韓国教育財団	３０，０００円

韓国語能力試験 I	公益財団法人韓国教育財団	10,000円
中国語検定試験（1級）	一般財団法人日本中国語検定協会	30,000円
中国語検定試験（準1級、2級）	一般財団法人日本中国語検定協会	20,000円
中国語検定試験（3級、4級）	一般財団法人日本中国語検定協会	10,000円
中国語検定試験（準4級）	一般財団法人日本中国語検定協会	5,000円
スコア式ビジネス中国語検定試験（90点以上）	一般財団法人日本中国語検定協会	30,000円
スコア式ビジネス中国語検定試験（80～89点以上）	一般財団法人日本中国語検定協会	10,000円
スコア式ビジネス中国語検定試験（70～79点以上）	一般財団法人日本中国語検定協会	5,000円
税理士	国税庁	30,000円
中小企業診断士	一般社団法人中小企業診断協会	30,000円
社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	30,000円
司法書士	法務省	30,000円
行政書士	一般財団法人行政書士試験研究センター	30,000円
簿記検定（1級）	日本商工会議所	30,000円
簿記検定（2級）	日本商工会議所	20,000円
簿記検定（3級）	日本商工会議所	5,000円
ファイナンシャルプランニング技能検定（2級）	一般社団法人金融財政事情研究会	10,000円
ファイナンシャルプランニング技能検定（3級）	一般社団法人金融財政事情研究会	5,000円
法学検定試験アドバンスト＜上級＞コース	法学検定試験委員会	30,000円
法学検定試験スタンダード＜中級＞コース	法学検定試験委員会	10,000円
法学検定試験ベーシック＜基礎＞コース	法学検定試験委員会	5,000円
ビジネス実務法務検定試験（1級）	東京商工会議所	30,000円
ビジネス実務法務検定試験（2級）	東京商工会議所	20,000円
ビジネス実務法務検定試験（3級）	東京商工会議所	10,000円
環境計量士（騒音・振動関係）	経済産業省	30,000円
宅地建物取引士	一般財団法人不動産適正取引推進機構	20,000円
管理栄養士	厚生労働省	20,000円
浄化槽設備士	公益財団法人日本環境整備教育センター	20,000円
衛生管理者（第1種、第2種）	公益財団法人安全衛生技術試験協会	10,000円
防災士	日本防災士機構	10,000円
保険請求事務技能検定試験	日本医療事務協会	10,000円
診療報酬請求事務能力認定試験	公益財団法人日本医療保険事務協会	10,000円

福祉住環境コーディネーター検 定試験（１級）	東京商工会議所	３０，０００円
福祉住環境コーディネーター検 定試験（２級、３級）	東京商工会議所	１０，０００円
手話通訳士	社会福祉法人聴力障害者情報文化セン ター	２０，０００円
社会福祉士	公益財団法人社会福祉振興・試験セン ター	２０，０００円
精神保健福祉士	公益財団法人社会福祉振興・試験セン ター	２０，０００円
介護支援専門員（ケアマネジャ ー）	各都道府県介護保険担当課	１０，０００円
介護福祉士	公益財団法人社会福祉振興・試験セン ター	１０，０００円
一級建築士	公益財団法人建築技術教育普及センタ ー	３０，０００円
二級建築士	公益財団法人建築技術教育普及センタ ー	２０，０００円
構造設計一級建築士	公益財団法人建築技術教育普及センタ ー	３０，０００円
設備設計一級建築士	公益財団法人建築技術教育普及センタ ー	３０，０００円
建築基準適合判定資格者	国土交通省	３０，０００円
特定建築基準適合判定資格者	国土交通省	３０，０００円
不動産鑑定士	国土交通省	３０，０００円
土地家屋調査士	法務省	３０，０００円
土地区画整理士	一般財団法人全国建設研修センター	２０，０００円
電気主任技術者（第１種）	一般財団法人電気技術者試験センター	３０，０００円
電気主任技術者（第２種、第３種）	一般財団法人電気技術者試験センター	２０，０００円
測量士	国土交通省国土地理院	３０，０００円
測量士補	国土交通省国土地理院	２０，０００円
技術士	公益社団法人日本技術士会	３０，０００円
電気工事士（第１種、第２種）	一般財団法人電気技術者試験センター	２０，０００円
土木施工管理技士（１級、２級）	一般財団法人全国建設研修センター	２０，０００円
造園施工管理技士（１級、２級）	一般財団法人全国建設研修センター	２０，０００円
潜水士	公益財団法人安全衛生技術試験協会	１０，０００円
消防設備士（甲種）	一般財団法人消防試験研究センター	１０，０００円
予防技術検定	一般財団法人消防試験研究センター	１０，０００円
大型自動車免許	各都道府県自動車運転免許試験場	３０，０００円
中型自動車免許（８トン限定解除 を含む。）	各都道府県自動車運転免許試験場	１０，０００円
危険物取扱者（甲種）	一般財団法人消防試験研究センター 各都道府県支部	２０，０００円
危険物取扱者（乙種 第４類）	一般財団法人消防試験研究センター	１０，０００円

	各都道府県支部	
クレーン運転特別教育(5トン未満)、小型移動式クレーン運転技能講習(5トン未満)等	都道府県労働局長登録教習機関等	5,000円
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	都道府県労働局長登録教習機関等	5,000円
ガス溶接技能講習	都道府県労働局長登録教習機関	5,000円
足場の組立て等作業主任者技能講習	都道府県労働局長登録教習機関等	5,000円
足場の組立て等特別教育	都道府県労働局長登録教習機関等	5,000円
玉掛け技能講習	都道府県労働局長登録教習機関	5,000円
特定化学物質等作業主任者技能講習	都道府県労働局長登録教習機関	5,000円
高所作業車運転技能講習	都道府県労働局長登録教習機関	5,000円
小型船舶操縦士(更新を含まない。)	国土交通省	5,000円
J P T E C (病院前外傷観察処置)プロバイダーコース	一般社団法人J P T E C協議会	5,000円
M C L S (多数傷病者への対応標準化トレーニングコース)	一般社団法人日本集団災害医学会	5,000円
B L S (一次救命処置)ヘルスケアプロバイダーコース	日本医療教授システム学会 国際トレーニングセンター	5,000円
I C L S (二次救命処置コース)	一般社団法人日本救急医学会	5,000円
調理技術技能評価試験(給食用特殊料理)	公益社団法人調理技術技能センター	10,000円
基本情報技術者試験	独立行政法人情報処理推進機構 I T 人材育成本部 情報処理技術者試験センター	20,000円
I T パスポート試験	独立行政法人情報処理推進機構 I T 人材育成本部 情報処理技術者試験センター	10,000円
I C T プロフィシエンシー検定試験(1級)	I C T プロフィシエンシー検定協会	20,000円
I C T プロフィシエンシー検定試験(2級)	I C T プロフィシエンシー検定協会	10,000円
I C T プロフィシエンシー検定試験(準2級、3級)	I C T プロフィシエンシー検定協会	5,000円
上記に掲げるもののほか市長が特に認める資格等		30,000円以内で市長が定める額

様式第 1 号（第 5 条関係）

資格等取得報奨金交付申請書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 氏名 _____
所属 _____

職務遂行上有用と認められる下記の資格等を取得しましたので、各務原市職員資格等取得報奨制度要綱第 5 条の規定により報奨金の交付を申請します。

記

取得資格等名	
資格等取得年月日	年 月 日
資格等取得番号	
申請理由 （資格等の活用）	
振込先	銀 行 名 口座番号

（注）

- 1 必要書類：合格通知書又は認定書の写し
- 2 資格等の取得が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨を行わない。
 - （1）市費により資格等を取得したとき。
 - （2）学歴、実務経験年数又は講習会、研修会等の受講のみを要件として付与される資格等を取得したとき。
 - （3）資格等取得に係る試験を職員に採用される以前に受験したとき。

第 号
年 月 日

様

各務原市長

資格等取得報奨金交付決定・不決定通知書

年 月 日付けで申請のありました資格等取得に係る報奨金の交付については、下記のとおりに決定いたしましたので通知します。

記

- 1 次のとおり交付します。

報奨金の額： _____ 円

- 2 次の理由により交付しません。

.....

.....

.....

.....

.....